



# けやき通信

ごあいさつ

## 「無料相続セミナー＆相談会の再案内」

下記の日程で、無料相続セミナー＆相談会  
～「笑顔相続の作り方」～を開催します。

記

日時：2022年7月2日（土）

セミナー：14:00～15:40

相談会：15:45～17:00

場所：豊明市商工会館

セミナー：先着15名様（予約不要）

相談会：お一人約30分程度（先着順・予約不要）

セミナーでは、司法書士、税理士、弁護士の順番で相続の基礎・相続税申告・相続トラブル解決策など、自身の経験を踏まえてリレー形式で解説していきます。

相談会は、個別の相続問題についてご相談をお伺いします。

予約不要ですので、お気軽にお越しください。

今月のテーマ

## 「遺産（株・投資信託・借金）の確認方法」



### 1. まず最初に・・・

遺産の確認方法の最後として、本号では、株・投資信託・借金について述べていきます。

### 2. 株・投資信託の具体的な確認方法

株・投資信託は、証券会社に預けていることが大半で、確認方法も預貯金と共通するところが多いです。

証券会社が、（1）判明している場合、（2）判明していない場合に分けてご紹介します。

#### （1）判明している場合

まずは、残高証明書を取得することをお勧めします。

株・投資信託は、短期間で売却・購入を繰り返していることがあるため、相続人が把握している銘柄と異なっていることもあります。

#### （2）判明していない場合

証券会社から年に1・2回、保有銘柄の評価額などを知らせるレポートが届きます。そのレポートがご自宅に残ってないか確認します。レポートが確認できれば証券会社も判明するため、証券会社で残高証明書を取得します。

### 3. 保有しているかも分からない場合

そもそも株式を保有していたかが分からないケースもあります。

その場合は、亡くなった方の通帳の履歴を確認してください。通帳に配当金の入金に関する記載があれば、株式を保有している可能性があります。

また、株主総会のお知らせ（通知）がご自宅にないか

確認するのも有効な手段です。

### 4. 借金について

借金は家族に内緒にしておきたいという事情もあり、相続人が把握していない場合も多く、調査が難しい財産の一つです。

### 5. 借金の具体的な確認方法

借入先が、（1）判明している場合、（2）判明していない場合に分けてご紹介します。

#### （1）借入先が判明している場合

借入先に問合せをし、残額などを確認します。

#### （2）借入先が判明していない場合

「信用情報機関」に対して、個人情報の開示請求を行います。

信用情報機関には、借入先・残額・借入日・返済日などの情報が登録されていますので、開示請求を行うことで、借入先や残額などを確認することができます。

信用情報機関として、CIC・JICCなどがあります。

その他、①借用書・通知書・督促状など、借金の存在を窺わせる書類が自宅にないか確認する、②通帳の履歴を確認するなどの方法があります。

これまで、3回にわたり遺産の確認方法をテーマに述べてきましたが、今後ペーパーレス化が進めば、今以上に遺産の確認が難しくなると思います。

相続手続きをスムーズに進める観点からは、エンディングノートや保有財産一覧表の作成をお勧めします。

## 事務所のご案内



司法書士 吉川 豊

TEL 0562-91-4350

豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103

業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・成年後見等（当事務所HP）
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

吉川事務所 豊明市

